

補助金の額（共同施設事業）

| 種別 | 補助対象面積 | 補助額 | 上限額 |
|----------|--|----------------|--|
| 建設又は改築 | 100 m ² 以下 | 補助対象経費の 1/2 | 1,000 万円 |
| | 100 m ² 超 150 m ² 未満 | | 1,000 万円+(補助対象面積-100 m ²) × 10 万円 |
| | 150 m ² 以上 | | 1,500 万円 |
| 増築 | | 補助対象経費の 1/2 | 100 万円 |
| 修繕 | | 補助対象経費の 1/2 | 100 万円 |
| バリアフリー改修 | | 補助対象経費の 1/2 | 100 万円 |
| 空調設備整備 | | 補助対象経費の 1/2 | 100 万円 |
| 購入 | 100 m ² 以下 | 補助対象経費の 1/2 | 1,000 万円÷耐用年数×残存期間 |
| | 100 m ² 超 150 m ² 未満 | | {1,000 万円+(補助対象面積-100 m ²) × 10 万円}÷耐用年数×残存期間 |
| | 150 m ² 以上 | | 1,500 万円÷耐用年数×残存期間 |
| 解体 | | 補助対象経費の 1/2 | |

注

- 1 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 補助対象面積は、0.74m²に自治会の合計世帯数を乗じて得た面積と集会所の延べ面積のいずれか小さい方とする。
- 3 世帯数は、前年度の9月30日における市長の定めるところにより算定した広報紙の配布世帯数とする。
- 4 残存期間は、当該建物の耐用年数から、購入した年度の4月1日現在における当該建物の建築経過年数を控除した年数とし、その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。